

## 05 法務省 構造改革特区第23次 再検討要請

管理コード	050010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	アジア諸国からの介護職員初任者 研修生の受入れのための在留資格 の新設	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	1002010	
提案主体名	株式会社インターアジア			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、 第七条第一項第二号、別表第一及び別表第二
制度の現状	現行法上、介護職員初任者研修生に付与される在留資格は存在しない。

求める措置の具体的内容	<p>アジア諸国からの訪問介護員(ヘルパー講座 2 級研修生⇒以後初任者研修生という)受け入れのための規制緩和。</p> <p>出入国管理及び難民認定法の規制によって、初任者研修生として入国することや、研修終了後実習生として働くことができない。</p> <p>これらを可能にするため、初任者研修生に対する在留資格の新設を要望する。また在留期間を介護施設での実習 2 年を含めて 3 年間としての規制改革を要望する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】2025 年には介護職員は現在の 1.5 倍(250 万人)が必要と見込まれ、今後 13 年間に 100 万人の介護職員の育成が必要とされている。</p> <p>介護労働者を供給する大学、専門学校、高校の福祉分野においては志願者がなく学部閉鎖が相次いでいる。</p> <p>一方アジア諸国からは介護先進国日本への期待が高い。</p> <p>日本のヘルパー講座は学問的にもカリキュラムの内容や体系的にもアジア諸国の介護研究者から高い評価を得ている。</p> <p>アジア諸国では日本のヘルパー講座で介護の基礎知識を学ばせたいとの要望が強い。</p> <p>日本が抱える深刻な介護労働力不足の現実とアジア諸国からの介護教育への熱い視線などを考えると規制改革によって介護研修生の受入れは将来的にも双方にとって有意義なことである。</p> <p>福岡に限定した本特区提案が実現すればアジアとの連携強化を標榜している福岡県並びに福岡市としても極めて有意義なことである。</p> <p>【具体的事業の実施要領】アジア諸国から訪問介護員研修生を受け入れて、以下の要領で初任者研修を行う。</p> <p>① 予め現地面接により、日常会話などの日本語能力を判断し(日本語検定 3~4 級を目途)、研修生を選抜する。</p>

- ②研修生は来日後 1 年間は「日本語」と「介護のための日本語」を受講した後「初任者研修講座」を受講する。
- ③資格取得後日本の介護施設で 2 年間実習生(労基法に基づく介護労働者)として働く。
- ④3 年経過後は原則母国へ帰国する。
- ⑤年間の受け入れ人数を 100 名以内とする。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>ご提案のような、アジア諸国の外国人が介護職員初任者研修生として3年間の技能実習を行うためには、技能実習2号への移行対象職種である必要があるところ、同職種は厚生労働省の告示において規定されるものであり、出入国管理行政を担当する法務省としては、告示された職種に基づき、適切に対応することとなる。</p> <p>したがって、ご提案の内容について、まずは現行の在留資格「技能実習」による対応が可能か否か検討することが適当であり、あえて在留資格を新設する必要はないものとする。</p>				

### ○再検討要請

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>
提案主体からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>①技能実習制度云々(中略)介護は技能移転になじまないとあるが、そのように考えたので在留資格の新設を提案しているのであり回答になっていない。在留資格の新設について見解を伺いたい。</li> <li>②介護分野の業務は、評価が確立していないとあるが、介護員を受け入れていない現状で評価が確立していないのは、当然であり回答になっていない。専門的・技術的分野の業務としての評価を確立すべきと考えるが見解を伺いたい。</li> <li>③労働市場への影響とあるが介護現場の職員不足の窮状をいかほど把握されてるか具体的資料で開示ください。</li> <li>④2025年には100万人介護労働者不足と発表しているが人材確保への具対策を伺いたい。</li> </ul>